

国立大学法人岩手大学次世代育成支援職員就業規則

平成 28 年 3 月 29 日 制 定
令和 8 年 1 月 29 日 最終改正

（目的）

- 第 1 条 この規則は、国立大学法人岩手大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第 3 条に規定する国立大学法人岩手大学（以下「岩手大学」という。）が雇用の期間を定めて雇用する次世代育成支援職員（以下「支援職員」という。）の就業に関して必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 前項の支援職員とは、職員(附属学校に勤務する教員及び医療職員を除く。)が国立大学法人岩手大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則（以下「勤務時間規則」という。）第 21 条第 1 項第 6 号及び第 7 号に規定する産前・産後休暇及び、国立大学法人岩手大学職員育児休業等に関する規則（以下「育児休業規則」という。）第 2 条等に規定する育児休業を取得する場合において、当該職員（以下「産休等職員」という。）の職務を代替して行う職員をいう。

（支援職員の名称）

- 第 2 条 支援職員の名称は、次のとおりとする。

- 一 准教授（次世代支援）
- 二 助教（次世代支援）
- 三 事務職員（次世代支援）
- 四 技術職員（次世代支援）

（採用）

- 第 3 条 学長は、産休等職員の当該職務を行うことが必要と認めた場合は、支援職員を採用することができる。
- 2 支援職員の採用については、国立大学法人岩手大学職員採用規則を準用する。

（雇用期間）

- 第 4 条 支援職員の雇用期間は、産休等職員が勤務時間規則第 21 条第 1 項第 6 号及び第 7 号に規定する産前・産後休暇を取得する期間以内とし、産休等職員が引き続き育児休業を取得するときは当該育児休業期間の範囲内とする。
- 2 前項の規定にかかわらず支援職員の雇用期間の始期は、産休等職員が所属する部局の申出があり学長が必要と認めた場合は、准教授(次世代支援)、助教(次世代支援)については産休等職員の産前休暇開始日の属する学期の開始日以降とすることができる。事務職員(次世代支援)、技術職員(次世代支援)については産休等職員の産前休暇開始日の属する月の 1 日（産前休暇開始日が各月 1 日の場合は前月の 1 日）以降とすることができる。

（退職）

- 第 5 条 支援職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、退職し、支援職員としての身分を失う。
- 一 雇用期間が満了した場合
 - 二 退職を申し出て学長から承認された場合
 - 三 死亡した場合

四 産休等職員が不測の事態（死産、流産等）により当初予定した期間より早く職務に復歸した場合

五 産休等職員が育児休業規則第8条第1項第2号から第7号までに該当し復歸した場合

（給与）

第6条 支援職員の給与は以下の額を毎月支給する。

一 准教授（次世代支援） 515,000円

二 助教（次世代支援） 374,000円

三 事務職員(次世代支援)及び技術職員(次世代支援) 245,000円

2 支援職員が月の途中で採用又は退職したときの給与は日割計算により支給する。

3 学長が特に認める場合には、第1項の規定にかかわらず、給与額を決定することができる。

（各種手当）

第7条 支援職員に支給する諸手当は、国立大学法人岩手大学職員給与規則第24条から第27条まで、第28条の4から第32条まで及び第37条から第40条までの規定を準用する。

2 期末手当、勤勉手当は支給しない。

（退職手当）

第8条 支援職員には、退職手当を支給しない。

（社会保険）

第9条 支援職員の社会保険については、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）の定めるところによる。

（規定の準用）

第10条 支援職員には、この規則の定めるところによるほか、就業規則第5条から第7条まで、第10条、第22条、第26条から第31条まで、第33条から第40条まで、第44条から第56条まで、第58条、第60条及び国立大学法人岩手大学契約職員就業規則第45条から第48条までの規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、就業規則第40条の規定に基づく勤務時間規則のうち、第19条第1項ただし書及び第2項から第5項までの規定は準用しない。

（その他）

第11条 この規則に定めるところによるほか、支援職員に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年10月11日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則
この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 1 0 条の規定は、令和 8 年 1 月 2 9 日から施行する。